

解除予定保安林について

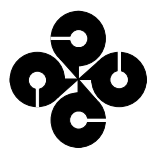
下記の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により掲示する。

令和 8 年 9 月 4 日

島 根 県 知 事 丸 山 達 也

記

- 1 解除予定保安林の所在場所
別添県報のとおり
- 2 解除予定保安林の告示年月日及び番号
令和 8 年 9 月 4 日



島根県報

令和8年9月4日（金）

第 7 5 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定納付受託者の住所等の変更	（政策企画監室）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地域福祉課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	（ 〃 ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ 〃 ）	3
保安林予定森林	（森林整備課）	3
解除予定保安林	（ 〃 ）	3
都市計画事業変更の認可	（下水道推進課）	3

【公 告】

家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催	（畜産課）	4
公共測量の終了	（技術管理課）	5

【公安告示】

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲	（警察本部）	6
---	--------	---

島根県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
株式会社山藤薬局 井田支店	大田市温泉津町井田口255	令和8年5月29日
こまめクリニック	大田市大田町大田口814ー3	令和8年6月25日

島根県告示第512号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町下来島2199ー2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第513号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

安来市伯太町草野586ー43、586ー45、586ー46、589ー12

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第514号